

静岡県警察ホームページ広告運用管理業務事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、静岡県警察ホームページへ掲載する広告の運用管理業務を実施する事業者の募集について、関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 事業者決定の手順

見積合わせ参加資格の確認（下記5のとおり）を実施後、特別な事情がない限り、有資格者から提出された有効な見積書のうち予定価格以上の最高価格の提示があつた見積書を採用とし、当該見積書提示者と契約を締結する。

3 業務名等

- (1) 業務名 静岡県警察ホームページ広告運用管理業務
- (2) 業務内容 静岡県警察ホームページへの広告掲載を効率かつ安定的に行うため、広告掲載希望者の募集、調整及び決定などの運用管理業務を行う。
- (3) 募集開始日 令和8年1月27日（火）
- (4) 業務期間 令和8年3月1日（日）から令和9年2月28日（日）まで
- (5) 契約書作成 要
- (6) 契約保証金 免除

4 見積合わせに参加する者に必要な資格等

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。又は、今回発注するホームページ広告運用管理業務と同種の業務について官公庁における実施実績を有する者であること。
- (3) この募集開始の日から見積合わせの日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
 - ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「法」という。) 第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直積的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 見積合わせ参加資格の確認等

- (1) 本見積合わせに参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和8年1月30日(金)正午まで(土曜日、日曜日を除く。)に郵送または持参により2部提出する。なお、指定した期限までに必要な書類を提出しなかった者は、見積合わせに参加することはできない。様式の交付は下記6によること。
 - ア 参加資格確認申請書 様式第1号(添付資料を含む)
 - イ 誓約書 様式第2号
 - ウ 役員等名簿 様式第2号の2
- (2) 提出された参加資格の確認結果は、令和8年2月3日(火)に電話により通知し、後日書面で通知する。
- (3) (1)の書類の提出先は次のとおりとする。

〒420-8610 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県警察本部総務部広報課
- (4) その他
 - ア 申請書等の資料作成及び申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 見積合わせ執行者は、提出された申請書等を、参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 提出された申請書等は返却しない。
 - オ 提出された申請書等は公表しない。
 - カ 提出された申請書等について、追加資料を求めることがある。

6 参加資格申請書等の交付

令和8年1月27日(火)から令和8年1月30日(金)までの期間、静岡県警察

ホームページ (<https://www.pref.shizuoka.jp/police/>) でのダウンロードで配布する。

7 見積合わせ

(1) 見積者は、別添「静岡県警察ホームページ広告掲載事業実施要領」、「静岡県警察ホームページ広告掲載基準」、「静岡県警察ホームページ広告運用管理業務契約書」、「静岡県警察ホームページ広告運用管理業務仕様書」（以下「要領等」という。）を熟覧の上、見積りしなければならない。この場合において、当該要領等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、見積合わせ後要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 見積者は、様式第3号による見積書を直接又は郵送により提出しなければならない。電話、電報、ファックスその他の方法は認めない。

(3) 見積書の提出期日及び提出先は、次のとおりとする。

令和8年2月5日(木) 午後5時00分

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部総務部広報課

(4) 参加者は、様式第3号の見積書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 見積金額（積算内訳を含む）

イ 見積年月日

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

(5) 見積金額は、税込価格を記載する。

(6) 本募集等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、見積合わせ時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ見積書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が見積書提出期日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該見積書は採用の対象としない。

8 採用者の決定方法

(1) 予定価格以上の最高価格をもって有効な見積りを行った者を採用者とする。

(2) 採用者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、採用者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 その他

(1) 参加者は、この募集要項及び要領等を熟読し、遵守すること。

(2) 見積合わせ後、この募集要項及び要領等について不知又は不明を理由にして異議を申し立てることはできない。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) その他詳細不明の点については、静岡県警察本部総務部広報課(電話番号054-271-0110)に照会すること。